

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 27 年 8 月 25 日

議席番号 24 番

東村山市議会議長 様

質問者 渡辺 みのる

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>東村山市地域防災計画(震災編)における都市計画道路と防災の関連について</p> <p>(1)被害想定について</p> <p>①被害想定はどこが調査をしたのか</p> <p>②市独自で基準を設け調査をする必要があると考えるがどうか</p> <p>③災害被害の調査を行うために専門家を配置する必要があると考えるがどうか</p> <p>(2)地震に強い都市づくりについて</p> <p>①都市計画道路の推進・促進を位置付けている理由について市長に伺う</p> <p>②都市計画道路の防災効果とは</p> <p>③当市における木造住宅耐震診断費と耐震改修費の助成の実績件数を制度導入からの経年で伺う</p> <p>④複数回に分けての部分的な耐震改修や、シェルターの設置などでも利用できる。また、他の住宅改修費補助制度などとも併用できる。等、利用しやすい制度にしていく必要があると考えるがどうか</p> <p>(3)地震火災の防止について</p> <p>①被害想定で火災による焼失棟数は最多で 2,658 棟、最少で 249 棟とあるが、出火件数の想定を最多・最少でそれぞれ伺う</p> <p>②出火件数のうち一番多い出火原因の予想は何か</p> <p>④感震ブレーカーの市内での普及状況は</p> <p>⑤感震ブレーカーを市民に普及させるために市は何をしてきたか</p> <p>⑥感震ブレーカー設置推進のために補助制度を設ける必要があると考えるがどうか</p> <p>(4)建築物の倒壊や出火を防ぐ対策と、倒壊や出火が起きてからの対策ではどちらが重要であると考えているか</p>

番号	質問の項目と要旨
2	<p>生活保護について</p> <p>(1) 住宅扶助の見直しにおける当市の対応について</p> <p>①どのような見直しが行われたのか具体的に伺う</p> <p>②見直しで減額の対象となり転宅をすすめている世帯数は</p> <p>③転居が困難なやむを得ない理由とは具体的に何か</p> <p>④転宅をしようとしても、生活保護受給者の場合、契約そのものが難しいことも考えられるが、このような人が契約更新時までには転居先がみつからなかった場合はどのように対応するのか</p> <p>⑤転宅が必要となった世帯にはどのように説明しているのか</p> <p>(2) ケースワーカーの体制について</p> <p>①当市のケースワーカーの人数を伺う</p> <p>②ケースワーカー1人あたりが担当する人数の基準と当市の現状を伺う</p> <p>③生活保護受給者への面談はどのくらいの間隔でおこない、どのくらいの割合で面談できているのか</p> <p>④ケースワーカーの増員が必要であると考えているかどうか</p>